平成３０年（フ）第１７号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目27番16号　ウイング高丘Ⅳ406
債務者　金田　　陸
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目27番16号　ウイング高丘Ⅳ406
債務者　金田　里佳
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
静岡県菊川市赤土1326番地（グレースＣ－103)
債務者　北川　清剛
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６７９号
埼玉県新座市新堀２丁目６－13－303
債務者　結城　　匡
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６８４号
東京都世田谷区羽根木１丁目28－20　松風コーポＣ号室
債務者　鈴木　康二
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６０号
静岡県焼津市塩津55番地の２
債務者　松永　　望
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２３号
東京都町田市原町田１丁目３番９号クレスパット町田505
債務者　碓井　達哉
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４６１号
東京都府中市白糸台３丁目13番地の２メインシティガーデンシャルマン101
債務者　江口　　葵
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７４号
東京都八王子市長房町405番地１ドムール・織田203号
債務者　石井　良真
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９６号
横浜市旭区今宿西町216番地19
債務者　阿部　里美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５６号
静岡市葵区松富１丁目１番７－104号
債務者　三浦　仁孝（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３号
横浜市神奈川区白幡上町23番16号
債務者　松下　正美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１００号
横浜市中区山下町99番地　横浜山下公園サンライトマンション２号棟208号室
債務者　千葉　弐万
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６７号
神奈川県茅ヶ崎市西久保730番地　シャルム湘南Ａ　Ａ11
債務者　青沼　佳菜
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部